

安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略（たたき台）

社会的責任に関する円卓会議

私たちは、政府だけでは解決できない諸課題を「協働の力」で解決するため、平成 21 年 3 月に社会的責任に関する円卓会議を発足させ、ここに「安全・安心で持続可能な社会に向けた協働戦略」を取りまとめました。

本協働戦略は、「Ⅰ．目指すべき安全・安心で持続可能な社会の姿」に示した社会の実現に向けて、各主体が取り組んでいく取り組みを個別課題ごとにワーキンググループにおいて検討しました。その結果が「Ⅱ．個別課題ごとの行動計画」です。そして、この行動計画については、「Ⅲ．行動計画実施のための体制とスケジュール」に記した体制とスケジュールで実施・評価し、社会的課題の解決への効果をあげていきます。また、この新しいマルチステークホルダーの仕組みを実施する中で得られた課題について、「Ⅳ．協働による社会的課題の解決に向けた今後の課題」にまとめ、本円卓会議の仕組みを発展させていく上での更なる検討事項としました。

Ⅰ．目指すべき安全・安心で持続可能な社会の姿

私たちは、共通するビジョンとして、以下のような社会の実現を目指しています。

1. 目指すべき安全・安心で持続可能な社会

全ての人々が基本的権利・欲求を満たすことができ、現在世代と将来世代の生活の質を共に向上させていく社会。また、そのプロセスに、課題にかかわる全ての組織や個人が参加し、責任ある行動や選択を行う社会。

2. 実現すべき価値

（1）基本的権利・欲求を充足する豊かな社会

全ての人々に、住居と教育、働く機会と公正な労働条件等が保障され、誰もが安心して健康で文化的な生活を送り、自己実現への挑戦ができる社会。そしてそれを支える持続可能な経済社会。

(2) 個性や多様性の尊重と社会的連帯

多様な価値観や生き方が尊重され、受け入れられる社会。個性や多様性が育まれ、支え合う中で、ともに学び、働き、暮らす社会の形成。

(3) 環境・経済・社会の統合的向上

全ての経済活動や社会活動の基盤・制約としての環境への配慮。特に、気候の安定、生物多様性の保全、持続可能な資源利用、循環型社会の構築など。

(4) 国際社会への責任

地球規模での不均衡を是正し、持続可能な発展に貢献すること。世界から尊敬され親しみを持たれる国になること。

3. 実現のために必要な条件

(1) 課題にかかわる全ての組織や個人の参加と協働

課題にかかわる全ての組織や個人が、安全・安心で持続可能な社会を実現するローカル・グローバルなプロセスに参加し、協働すること。対話を通じ実現すべき価値や情報を共有し、協働による課題解決に向けた社会的合意形成に参画するとともに、それぞれが責任ある行動や選択を行うこと。

(2) 人々のつながりと支え合い

コミュニティにおいて、多様な人々がつながり、助け合い、支え合うこと。

(3) 信頼性のある公正な市場環境の整備

責任ある取り組みを行っている組織が消費者や投資家に正當に評価されるような、信頼性のある公正な市場環境を整備すること。

(4) 人材の育成と知識の蓄積

現代社会の中で自分らしく生き、責任ある行動や選択を行うことができる市民を育成すること。また、そうした市民の行動や選択に必要な、社会や環境についての実践的な知識の蓄積を進めること。

(5) 国際社会との連携

グローバル社会、アジア、東アジアのそれぞれのレベルで、諸外国と実現すべき価値を共有し、国際的なルールの下、連携して課題解決に向けた取り組みを進めること。

4. 安全・安心で持続可能な社会に向け、当面取り組む課題

安全・安心で持続可能な社会を実現するために解決の必要な課題のうち、当面、以下の各課題について、本円卓会議に参画する各主体が協働して取り組んでいく。

(1) ともに生きる社会の形成

性別、世代、民族、国籍、障害の有無などにかかわらず、全ての人々が「いのち」を尊重しあい、「ちがいを認めあい、互いを支えあうことにより、誰もが人間らしく幸せに暮らせる社会、また、全ての人々がやりがいのある仕事と充実した生活を両立させ、自らの意思で多様な選択が可能となる社会の構築を目指していきます。

(2) 地球規模の課題解決への参画

地球や人類の持続可能性や安全を脅かす環境破壊や貧困などの地球規模の課題を解決するためには、私たち一人ひとりが、世界の現状について知り、自身の生活との繋がりについて考え、それぞれの立場でアクションを起こしていく必要があります。そこで、国内の消費者や労働者、経営者や投資家の眼を地球規模の課題に向けさせ、その解決に参画していくための身近な糸口を提供していきます。

(3) 持続可能な地域づくり

福祉や環境、暮らしを支える基本的な産業の維持など、最適なサービスを供給しうる体制を、地域主導で維持・確立できるよう、多様な主体がそれぞれの特性を生かした、協働の広がりが期待されています。各団体の成り立ちの違いや、テーマ別の縦割り状況を超えて、地域が長期的にめざす姿や思いを共有しながら、地域の人材・資源を最大限に活用し、地域内での経済循環や人材育成、地域間の連携・人的交流を促すために、横断的・総合的に地域の事例や課題を学び合い、共有する基盤づくりを進めます。

(4) 人を育む基盤の整備

持続可能な社会の実現には、それを支える責任ある主体が必要です。こ

のような人材を各主体が育む基盤を整備していきます。

人材育成の基盤整備にあたっては、必要な教育内容とその方法について、それぞれの主体ができること、協働してできることを検討していきます。多様な主体が集まり、協働していくことで私たち各主体が持つ情報、問題認識、資源、経験を持ち合い、持続可能な社会を支える人材育成に必要な効果的な教育とその実践を実現できると考えています。なお、人材育成にあたっては、消費、金融、環境、開発、労働、地域づくり教育など各分野にわたって総合的な市民教育を展開していきます。

Ⅱ. 個別課題ごとの行動計画

私たちは、以下の行動計画に基づき、それぞれの社会的課題の解決に向け、各主体による取り組みの実施や各主体間の協働を推進していきます。

1. 「ともに生きる社会の形成」のための行動計画

(1) 協働によって取り組むべき課題

私たちの社会は、性別、世代、民族、国籍、障害の有無など、さまざまな異なる背景を持つ人々で構成されています。性別、世代、民族、国籍、障害の有無などにかかわらず、全ての人々が「いのち」を尊重しあい、「ちがい」を認め合い、互いを支え合うことにより、誰もが人間らしく幸せに暮らせる社会、そして、全ての人々が、やりがいのある仕事と充実した生活を両立させ、自らの意志で多様な選択が可能となる社会の構築を目指して、私たちは、「ともに生きる社会の形成」に向けて協働によって取り組むべき課題を次の3つに分類し、目標と行動計画を策定しました。

- ① 「ちがい」を認め合い、互いを支え合うことにより、誰もが人間らしく幸せに暮らせる社会の形成

性別、世代、民族、国籍、障害の有無などの「ちがい」が、就労や就学、自己実現や社会参画に影響を与えています。私たちは「ちがい」を認め合い、互いを支え合う社会の形成を通じて、誰もが幸せに暮らせる社会の形成をめざして行動します。

- ② 「多様な選択のある働き方」を可能とする社会の形成

やりがいのある仕事と充実した生活との両立や、子育てや介護など家族の変化やライフステージに対応した働き方の実現には、社会的機運の醸成や制度の整備が必要です。私たちは仕事と生活の両立が可能で、自らの意志で多様な選択のある働き方が可能な社会の形成をめざして行動します。

③「ともに生きる社会」に沿った商品・サービスのある社会の形成

「ともに生きる社会」の形成には、全ての人々が安心して利用できる商品やサービスが必要です。また多様な選択のある働き方を支える商品やサービスも求められています。私たちは「ともに生きる社会」に沿った商品・サービスがある社会の形成をめざして行動します。

(2) 成果目標

(ア) 中長期で達成する国民の便益等（アウトカム）の目標

「ともに生きる社会」の形成は、国民全体にとって利益をもたらすものです。これまで排除されてきた人々が社会に参画することで、社会全体が生み出す価値は増大し、福祉コストは低減します。多様な選択のある働き方が可能となることで、やりがいある仕事を続けることができる人々が増えれば、生産性が向上し社会に活力が生まれます。全ての人々に配慮のある商品・サービスや、多様な選択のある働き方を支える商品・サービスは、利用する人々を幸せにするだけでなく、これまで見落とされてきた消費を拡大し、経済の活性化にもつながります。

私たちは「ともに生きる社会」の形成をめざして、中長期的には次の目標を実現することに努めます。

①「ちがいを認め合い、互いを支え合うことにより、誰もが人間らしく幸せに暮らせる社会の形成に関する目標

「ちがいを」を超えて、人々がともに働く機会を増やします

働く意欲を持ちながらも、働く機会から排除されている人々がいます。私たちは、障害の有無や年齢、性別、国籍などに関係なく、意欲と能力に応じて誰もが働く機会を得るために必要な施策に協働で取り組みます。

●具体的な成果目標（※BOX 1 の指標を参照。以下同じ。）：

障害者実雇用率の向上（※）、高齢者就業率の向上（※）、女性の就業率の向上（※）、年代による失業率の差の是正 等

「いのち」が尊重される社会を拡大します

社会とのつながりが感じられず社会から孤立して暮らす人や、心身の病気等により働くことが続けられない人、自ら命を落とす人がいます。私たちは「いのち」を大切にする社会を実現するために必要な施策に協働で取り組みます。

●具体的な成果目標：

自殺者数の低減、「孤独死」「孤立死」の実数把握と低減、定期健診受診率の向上、長時間労働者に対する医師による面接指導の普及率の向上、メンタルヘルスケアを受けられる職場（機会）の増加（※）、長期休業者数の低減 等

②「多様な選択のある働き方」を可能とする社会の形成に関する目標

仕事と生活のバランスが保てる社会的機運を醸成します

仕事と生活の両立には、休暇制度の拡充や労働時間の短縮、働く人が家事・育児・子育てに参画しやすい職場環境の整備のほか、多様な選択のある働き方を受容する社会の形成も必要です。家庭、職場・組織、地域社会において、自らの意志で多様な選択のある働き方ができる社会を形成する機運を、私たちは協働して醸成していきます。

●具体的な成果目標：

長時間労働の低減（※）、年次有給休暇取得率の向上（※）、短時間勤務制度の導入率向上（※）、女性の継続就業率の向上（※）、男性の育児休業取得率の向上（※）、世論調査での関連指標の改善 等

やりがいのある仕事や充実した生活が断絶しない社会を形成します

子育てや介護など家族の変化やライフステージに対応した働き方を実現するうえで、働く人を支援する家庭（家族）や地域の役割が重要です。要介護者や認知症高齢者を地域で支えるため、その担い手の確保・育成、高齢者など地域で暮らす人々の時間や能力の活用、社会的企業の創業促進などにより、やりがいのある仕事を続けながら家族的責任を果たし、充実した生活を断絶することなく地域参画

が可能となる社会を形成するために、私たちは協働して必要な施策に取り組みます。

●具体的な成果目標：

社会起業家の増加、労働者の地域活動への参加時間の増加、自己啓発を行っている労働者の割合の増加（※） 等

③「ともに生きる社会」に沿った商品・サービスがある社会の形成に関する目標

多くの人に配慮のある商品・サービスの開発と普及に努めます

高齢者、障害者、外国人など、より多くの人々が安全に利用できる商品・サービスがある社会のために、私たちはユニバーサルデザインや共用品・共用サービス、言語や文化のちがいに配慮した表示等の開発や普及に、協働して取り組みます。

●具体的な成果目標：

主要な商品・サービスにおける共用品普及率の向上、行政文書やサービスのわかりやすさの向上 等

BOX 1：「ともに生きる社会の形成」に関連する政府等の数値目標

政府等で確認された以下の数値目標の意義を理解し、その達成に寄与することを成果目標とする。

1. 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の新合意」における数値目標
(2010. 6. 29 仕事と生活の調和推進官民トップ会議)

＜2020 年の目標値（14 の指標から抜粋）＞〔現状値→目標値〕

- ・ 就業率 60～64 歳 57.0%→63%
25～44 歳 女性 66.0%→73%
- ・ 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 10.0%→5 割減
- ・ 年次有給休暇取得率 47.4%→70%
- ・ メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場割合 33.6%→100%
- ・ 短時間勤務を選択できる事業所割合 （参考）8.6%以下→29%
- ・ 自己啓発を行っている労働者の割合

- 正社員：42.1%→70%、非正社員：20.0%→50%
- ・第1子出産前後の女性の継続就業率 38.0%→55%
 - ・男性の育休取得率 1.23%→13%
 - ・6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間 1日当たり60分→2.5時間
- 2.「新成長戦略」における数値目標(2010.6.1閣議決定)
- ＜2020年までの目標＞（「仕事と生活の調和の新合意」との重複項目は省略）
- ・障害者の実雇用率 1.8%

(イ) 向こう2年間(2011～2012年度)で達成する取り組み(アウトプット)の目標

上記の中長期目標の実現のために、私たちは次の取り組みを行います。また取り組みを通して、上記の中長期目標のうち2017年度までに達成すべき目標を明らかにすることを目指します。

① 3つの課題に沿った具体的な行動計画の策定・実施

「ともに生きる社会の形成」に向けた3つの課題(1. ①～③)に沿って、より具体的な行動計画を策定し、それぞれ成果目標(具体的な課題)の達成に協働して取り組みます。

② 「暮らしやすさ」(ともに生きる社会の形成の実現状況)の見える化

私たちは、障害者、高齢者、外国人などの暮らしにくさを解消し、全ての人々が支え合うことで、誰もが人間らしく暮らせる社会の形成に協働して取り組む中で、その現状や実現状況の「見える化」を進めます。それにより、ともに生きる社会の形成におけるPDCAサイクルを回していきます。

「見える化」の例として、既存データ等を整理・活用することや、取り組みのモデルケースを抽出し紹介することを想定しています。さらに、人的多様性に配慮した暮らしやすい社会のあり方を数値で示し、今後の改善に資するための「指数」の開発について、その可否を含め検討します。

③ 「地域会議」の開催

私たちは、「ともに生きる社会の形成」をテーマとした地域会議の開催を、各地に呼びかけます。地域で必要とされる「ともに生きる社会

の形成」に向けた取り組みや、地域ごとの目標設定について、多様なステークホルダーで議論を行うことにより、上記の中長期目標の達成がより現実的なものとなります。私たちは、地域会議の開催に必要な情報の提供や、各ステークホルダーの参加促進に努めます。

④ 「国民運動」の実施

行動計画に賛同し、自らの組織でも必要な行動に積極的に取り組もうとする組織が参加しやすく、参加の様子が可視化できるしくみづくりに、私たちは協働して取り組みます。現時点で円卓会議に参加をしていない他のステークホルダーを含め、行動計画への参加を広く呼びかける「ともに生きる社会の形成のための国民運動」を提唱し、国連グローバルコンパクトをモデルにした参加しやすい枠組みを構築します。またこの運動を通じて各主体の参加状況を可視化し、参加率の向上に努めます。

(3) 各主体の取り組み

私たちは、「ともに生きる社会の形成」に向けた3つの課題に関する成果目標を実現するために、ステークホルダーごとに次のような取り組みを行います。

①『『ちがひ』を認めあい、互いを支えあうことにより、誰もが人間らしく幸せに暮らせる社会の形成』に関する取り組み

i) 成果目標: 障害者雇用の促進と、より質の高い「障害者就労」を可能にする環境づくり

ii) 各ステークホルダー／主体の行動

事業者団体	仕事の発注、障害の特性に合う仕事の開発を会員企業へ呼びかける。
消費者団体	障害者就労の実情を知る。福祉作業所との交流、福祉作業所の商品の販売(生協)・購入を行う。
労働組合	企業経験者がジョブコーチとなって就労を支援する。 企業経験者が地域の仕事を開拓する。
金融セクター	一事業者として障害者雇用の促進に努める。
NPO・NGO	ロットの大きな企業の仕事を福祉作業所間で共同受注する。 企業へのジョブコーチ派遣を行う。

政府	障害者雇用対策を推進する。 「工賃倍増5カ年計画」を推進する。
その他	デザイナーが作業所の商品デザインを支援する。

②『多様な選択がある働き方』を可能とする社会の形成に関する取り組み

i) 成果目標: 子育てをする労働者が、安心して働くことのできる環境づくり

ii) 各ステークホルダー／主体の行動

事業者団体	(他のステークホルダーの参考に資するため) 子育てのための環境づくりを実践している企業の(先進)事例を紹介する。
消費者団体	安心して預けられる保育施設の設置推進や施設の条件について提言を行う。
労働組合	男性の育児休業取得促進、妊娠・出産後も働き続けられる職場環境の整備、地域の子育てサポートNPO等の紹介と活用支援に取り組む。
金融セクター	一事業者として子育ての環境の整備に努める。
NPO・NGO	成果目標を共有できるNPO・NGOと他セクターが、協働して事業化できる仕組みづくりを提案し、実行する。 (例: 労働組合及び企業等と子育て支援NPOが協働して、保育事業を実施。男女共同参画を実現するために活動しているNPOが他セクターと協働して、男性の育児休業取得を支援する取り組みを実施。ほか)
政府	「子ども・子育てビジョン」(2010.1.29 閣議決定)に基づく取り組みを推進する。
その他	

③『ともに生きる社会』に沿った商品・サービスがある社会の形成に関する取り組み

i) 成果目標: 障害者、高齢者、外国人など、誰にでも使いやすく配慮された商品やサービス (共用品・共用サービス) の開発と普及

ii) 各ステークホルダー／主体の行動

事業者団体	商品の企画段階から、障害を持った人の意見を聞いてつ
-------	---------------------------

	くることを、各企業に呼びかける。
消費者団体	共用品への理解を進め、啓発活動、共用品の開発・販売（生協）や購入、商品やサービスの使いやすさや配慮についての調査や提言活動を行う。
労働組合	社員・組合員が自社商品の使いやすさを考える機会づくりに取り組む。
金融セクター	一事業者として、障害者などに配慮したサービスの実施に努める
NPO・NGO	障害を持つ当事者の要望を企業に伝える。 企業の商品企画担当者の交流の場づくりに取り組む。
政府	—
その他	製品づくりや障害に関する専門家の技術協力やアドバイスを受ける。 商品・サービスの使いやすさ調査に協力する。

（４）主体間の協働した取り組み

（５）協働プロジェクト案

（ア）就労支援と居住支援、居場所づくりなど支援施策を包括した取り組みの実験

- ・労働組合（連合・労福協）が全国約 150 カ所の地域に設置している拠点（「ワンストップサービスセンター」「ライフサポートセンター」）などを活用し、退職者・高齢者、失業者などの居場所づくりを試みます。
- ・地域のNPO・退職者などと協力して、周辺地域での高齢者（独居）や障害者、外国人居住者など、孤立しがちな人が安心して暮らせるよう見守り活動を行います。

（イ）「暮らしやすさの見える化」の手法に関する調査・研究

- ・障害者、高齢者、外国人などの暮らしにくさを解消し、全ての人々が支え合うことで、誰もが人間らしく暮らせる社会に関する「見える化」の手法について協働で調査、研究します。
- ・調査手法の方向性を 2011 年度中に確立し、2012 年度中にその具体化に協働で取り組みます。

(ウ) マルチステークホルダープロセスによる「ともに生きる社会の形成」をテーマとした地域モデル事業の実施・支援

- ・「ともに生きる社会の形成」をテーマとした地域会議の開催を、各地に呼びかけます。
- ・地域で必要とされる「ともに生きる社会の形成」に向けた取り組みや、地域ごとの目標設定について、多様なステークホルダーで議論を行うことにより、上記の中長期目標の達成を現実的なものとします。
- ・検討に際しては、2010 年度の協働プロジェクトである「地域円卓会議モデル事業」と連携をとるなど、その経験・知見を生かします。

2. 「地球規模の課題解決への参画」のための行動計画

(1) 協働によって取り組むべき課題

21世紀のグローバル化により、地球や人類の持続可能性を脅かす環境破壊は深刻化しています。今こそ地球益を求め、そのために日本の社会的責任を果たすことが求められています。

地球規模課題は相互に関連し、その解決方法も多様化しています。例えば貧困の解決のためには難民、障害者、HIV/AIDS 感染者、女性、子どもなど弱い立場におかれた人たちの人権を守り、ディーセントワーク、所得向上、教育など機会を創出し貧困の連鎖を断ち切ることが、同時に求められています。環境破壊においても、地球温暖化、水、生物多様性や森林など諸課題はそれぞれ相互に関連し、影響を及ぼしています。

地球規模課題解決のため、地球益を考え問題を俯瞰しながら、個別具体的な行動を各主体が実施し、また各セクターが協働してこれまで以上の成果を上げる努力をする必要があります。

本行動計画では、主に貧困・開発分野、環境分野に的を絞り、①フェアトレード、②児童労働、③BOPビジネス、④ミレニアム開発目標、⑤森林保護、⑥低炭素社会の実現、⑦生物多様性、などの検討課題を中心に協働を促進します。

(2) 成果目標

①フェアトレード

【中期的成果】

- ・フェアトレードの多面的な広がりにより、フェアトレードの市場規模が拡大し、現地生産者の雇用機会が増大する。また、フェアトレードに参加、あるいは

はその意義を理解することで、市民の消費行動が変わる。

【2013 年春に向けた成果】

- ・各地域における各セクターの協働により、フェアトレードタウンが実現する。
- ・各セクター内でフェアトレードへの理解が進むことにより取り組み事例が増え、国民への認知度も上がる。

②児童労働

【中期的成果】

- ・世界の児童労働者数が減少する。

【2013 年春に向けた成果】

- ・児童労働問題の各セクターの認知度が向上する。
- ・児童労働撤廃・予防に寄与する取り組みが増加する。

③BOPビジネス

【中期的成果】

- ・我が国企業等による国際展開を通じた、BOP層の所得向上等を含めた途上国における社会課題解決
- ・2013 年春に向けた成果：BOPビジネスの理解の向上及び取り組みの増加

④ミレニアム開発目標

【中期的成果】

- ・日本社会におけるMDGs の認知度が向上し、MDGs に意識的に関連付けられた各セクターの行動が増加することにより、MDGs 達成に貢献する。

【2013 年春に向けた成果】

- ・MDGs の認知度向上に向けた広報活動及びMDGs 実現に向けたキャンペーン等に各セクターが積極的に参加する。
- ・既存のMDGs 実現のためのキャンペーンに参加するセクターが増える。
- ・学校教育において、MDGs 理解促進を含む開発教育が国際教育の一環として活発に行われる。

⑤森林保護（一部調整中）

【中期的成果】

- ・世界の森林率や日本の木材自給率と質（生物多様性や温暖化防止・保水力）が上がる。

【2013 年春に向けた成果】

- ・国内での適切な間伐や海外での原生種を基本とした植林、天然林の保護

を進める.

- ・木材消費の無駄を削減し、国産材及び森林認証品の消費率を増やす.
- ・多くの個人、団体が協働キャンペーンに参加し、森林保護の意識・行動・協力を高める.

⑥低炭素社会(一部調整中)

【中期的成果】

- ・2050 年までに世界全体の少なくとも 50%を削減し、排出量を可能な限り早期にピークアウトさせる。この一部として、先進国全体の排出量を 80%またはそれ以上削減する.

【2013 年春に向けた成果】

- ・すべての主要国によって公平かつ実効性のある国際枠組みを構築する.

⑦生物多様性

【中期的成果】

- ・2010 年 10 月に名古屋で開催した COP10 で採択された「愛知目標」の達成

【2013 年春に向けた成果】

- ・2010 年 10 月に名古屋で開催した COP10 で採択された「愛知目標」の達成に向けたロードマップづくりと具体的な行動の開始

(3) 各主体の取り組み(平成 23 年度、24 年度)

①フェアトレード

事業者団体	フェアトレードに関する個別企業の好取り組み事例を、各事業者団体に周知する.
労働組合	・労働者が働いている現場の確認 ・途上国の労働者が置かれている状況についての理解促進 ・OECD ガイドラインの周知などを通じたサプライ・チェーンの改善
消費者団体	地球規模課題全体に対して責任ある行動を促す消費者市民教育の観点から、現在行われている取り組み事例を活かしながら、フェアトレードへの理解と普及促進に取り組む. 今後協働プロジェクト「消費者・市民教育モデル」にて、フェアトレード分野も取り入れる.
金融セクター	フェアトレード活動に対する金融各社の好取り組み事例を金融業界内に周知する.

政府	— (※政府の取り組みとして期待するものを、「政府への提言」としてまとめて掲載した.)
NPO/NGO	・広報(イベントの開催、マスメディアへのはたらきかけ、関連書籍やDVDの出版 など) ・教育機関(小学校～大学)へのはたらきかけ(授業や講義の実施、教材の提供) ・セクター間の協働のコーディネート ・町ぐるみでフェアトレードを支援するフェアトレード・タウンの仕組み作り(基準・認定等) ・企業のサプライ・チェーン改善への働きかけ・協力

②児童労働

事業者団体	CSR 調達(労働・人権に配慮した調達)に関する個別企業の好取り組み事例を、各事業者団体内に周知する。
労働組合	・児童労働撲滅に向けた現地労働組合との協力による非正規学校の運営 ・運営を通じた現地労働組合の政策提言能力の向上 ・OECD ガイドラインの改定(2011 年)に際して、新設された「人権」の章において「最悪の形態の児童労働」だけでなく、「児童労働すべての実効的な廃止に貢献する」ことを担保出来るようグローバルユニオンを通じた取り組み
消費者団体	地球規模課題全体に対して責任ある行動を促す消費者市民教育の観点から児童労働問題への理解と普及促進に取り組む。今後、協働プロジェクト「消費者・市民教育モデル事業」にて、児童労働問題も取り入れる。
金融セクター	児童労働問題の解決に向けた金融各社の好取り組み事例を金融業界内に周知する。
政府	— (※政府の取り組みとして期待するものを、「政府への提言」としてまとめて掲載した.)
NPO/NGO	・途上国における児童労働撤廃・予防や教育普及等の現地プロジェクトの実施 ・途上国の現状に関する市民教育 ・企業が児童労働撤廃に貢献する方法の提示と働きかけ

③BOP ビジネス

事業者団体	・BOPビジネスに関する個別企業の好取り組み事例を、各事業者団体内に周知する. ・BOPビジネス推進に向けた官民連携のあり方を検討する.
労働組合	・BOPビジネスの現場で働く労働者へのディーセントワークの実現 ・ BOPビジネスやインフォーマル・エコノミーなどより広い労働者をカバーする社会的保護フロアの構築に向けた提言活動 ・ ハード面だけでなく、労使関係についての人材育成などソフト面の人材育成政策の実現と協力
消費者団体	—
金融セクター	・BOPビジネスの推進に向けた金融各社の好取り組み事例を金融業界内に周知する. ・(現在の取り組み例) マイクロファイナンス事業に必要な資金を調達するための債券の販売
政府	普及・啓発及び、関係者の連携支援等によるBOPビジネスの促進を行う. (例:BOPビジネス支援センターの設立・運営、ジェトロの先行事例・潜在ニーズ調査等の実施、JICAの協力準備調査(BOPビジネスとの連携促進)による支援、等)
NPO/NGO	・BOPビジネスに取り組む企業等との連携による、事業の促進を目指す. ・BOPビジネスが真に社会課題の解決につながるよう、現地社会に与える影響の評価等を含めた助言・提言等を行う.

④ミレニアム開発目標

事業者団体	・MDGs 理解促進とMDGs 達成のための諸活動を、各事業者団体内に周知する.
労働組合	・MDGs についての理解促進や達成のための諸活動(経営側の理解促進を含む) ・新たな財源としての FTT(国際連帯税)についての検討など、グローバルユニオンや NGO との連携による諸活動の推進
消費者団体	地球規模課題全体に対して責任ある行動を促す消費者市民教育の観点からMDGs への理解と普及促進に取り組む. 今後、協働プロジェクト「消費者・市民教育モデル事業」にて、MDGsも取り入れる.

金融セクター	MDGs 理解促進と MDGs 達成のための諸活動を金融業界内に周知する.
政府	・ODA 事業量の戦略的拡充を図り、MDGs 達成に寄与するため、ODA の対 GNI 比 0.7% 目標の達成に向けて努力する. ・2010 年 9 月の MDGs 国連首脳会合で表明した「菅コミットメント」を着実に実施していく. ・MDGs の広報活動を強化する. ・「+ESD プロジェクト」や「ユネスコスクール」等の取り組みに国際協力 NGO が参画する機会を設けるなど、学校と NGO 等との連携を促進する.
NPO/NGO	・各 NGO の活動を通じて MDGs 達成に向けた努力を行う. ・政府／企業の諸行動を MDGs に根ざしたものとするよう働きかける. ・市民の日常的行動と MDGs との関連付けに関する具体的な提案を含んだ理解促進活動を行う.

⑤森林保護

事業者団体	・森林保全と再生に関する個別企業の好取り組み事例を、各事業者団体内に周知する. ・「新成長戦略(グリーン・イノベーション)」に基づいた官民連携のあり方を検討する.
労働組合	・表示の拡大を推進し、拡大を進める. ・労使協議会を通じたFSC認証製品・国産材製品・リサイクル製品の積極的な調達の働きかけ ・国内外の森林保全活動への参加
消費者団体	地球規模課題全体に対して責任ある行動を促す消費者市民教育の観点から児童労働問題への理解と普及促進に取り組む. 今後、協働プロジェクト「消費者・市民教育モデル事業」にて、森林問題も取り入れる. ・(現在の取り組み例)「木材の利用」円卓会議の取り組み、生協の植樹活動
金融セクター	・森林の保全・再生に向けた金融各社の好取り組み事例を金融業界内に周知する. ・(現在の取り組み例) 森林保全に資する投資商品の開発、植林等の森林保全に対する寄付とセットになった金融商品等の開発・販売

政府	国民参加の森林づくり等の更なる推進
NPO/NGO	・2011 年の国際森林年、2012 年の「国連持続可能な開発会議」(通称” リオ+20”)を含む各キャンペーンのコーディネート ・各団体が行う森林保護・再生の取り組みの、一層の強化・推進

⑥低炭素社会の実現

事業者団体	・低炭素社会に関する個別企業の好取り組み事例を、各事業者団体内に周知する。 ・「新成長戦略(グリーン・イノベーション)」に基づいた官民連携のあり方を検討する。
労働組合	・連合エコライフ21の推進
消費者団体	・地球規模課題全体に対して責任ある行動を促す消費者市民教育の観点から、現在の取り組み事例を活かしながら、低炭素社会への理解と普及促進に取り組む。今後協働プロジェクト「消費者・市民教育モデル事業」にて、低炭素社会も取り入れる。 ・(現在の取り組み例)グリーンコンシューマーガイド、家庭の省エネ活動や学習会 など
金融セクター	・低炭素社会の実現に資する金融各社の好取り組み事例を金融業界内に周知する。 ・(現在の取り組み例)省エネ設備投資への融資、風力発電に対するプロジェクトファイナンス、排出権の取り扱い
政府	(一部調整中) ・政府は、新成長戦略にグリーンイノベーションによる環境・エネルギー大国戦略を位置付けたとおり、新たな制度設計や制度の変更、新たな規制・規制緩和などの総合的な政策パッケージにより、低炭素社会づくりを推進していく。 ・国際的な取り組みとしては、2010 年のカンクン合意を踏まえ、全ての主要国が参加する、公平かつ実効性のある国際的枠組を構築する新たな1つの包括的な法的文書の早急な採択を目指す。 ・第 176 回国会に提出している地球温暖化対策基本法案の成立後、基本計画及び実施計画を策定
NPO/NGO	・各セクターの取り組みが促進されるような呼びかけや提言、チェックを行う。 ・温室効果ガスの削減につながるようなライフスタイルを選択、

	実施するよう広く一般に向けて普及啓発を図る。
--	------------------------

⑦生物多様性

事業者団体	・生物多様性に関する個別企業の好取り組み事例を、各事業者団体内に周知する。 ・「新成長戦略(グリーン・イノベーション)」に基づいた官民連携のあり方を検討する。
労働組合	・グリーンジョブなど、生物多様性保全につながる雇用のあり方を示す。 ・責任投資策定ガイドラインに沿った投資を企業に働きかける。 ・生物多様性の重要性に対する組合員への普及・促進
消費者団体	・地球規模課題全体に対して責任ある行動を促す消費者市民教育の観点から、生物多様性への理解と普及促進に取り組む。今後、協働プロジェクト「消費者・市民教育モデル事業」にて、生物多様性も取り入れる。 ・(現在の取り組み例)生物多様性に関する学習会
金融セクター	・生物多様性の維持に資する金融各社の好取り組み事例を金融業界内に周知する。 ・(現在の取り組み例)生物多様性をテーマとした投資信託の開発・販売、生物多様性の保全事業に対する寄付とセットになった金融商品の販売
政府	・生物多様性条約と他の条約との連携を図る。 ・途上国自身のガバナンス強化に協力しつつ、生物多様性に関する途上国の努力を支援する。 ・関連国際機関・条約や市民社会組織・企業等の多様な関係者と連携し、効果的・効率的支援を実施する。
NPO/NGO	・国連生物多様性の10年の促進に努め、教育・コミュニケーション・普及啓発(CEPA: communication education and public awareness)をあらゆるレベルで行う。

(4) 主体間の協働した取り組み

本円卓会議に参画する各ステークホルダー・グループの代表を通じ、各セクターへ以下のような協働を呼び掛けます。

① フェアトレード

- ・フェアトレードタウンの実現へ向けた取り組み。フェアトレードタウン運営委員会への参加による継続的な関与。

- ・フェアトレード普及推進キャンペーンの実施

②児童労働

- ・児童労働の理解促進のための取り組み
- ・産業・分野別の児童労働撤廃に向けた協働計画の策定をマルチステークホルダーで実施
- ・児童労働のないバリューチェーン実現への協働
- ・児童労働のない商品の協働開発

③BOPビジネス

- ・関係省庁、支援機関、民間企業、NGOが一体となった「BOPビジネス支援センター」等も活用し、関係者の連携によるBOPビジネスを推進

④ミレニアム開発目標

- ・MDGs の認知度向上に向けた広報活動やMDGs 実現に向けたキャンペーン等を実施
- ・MDGs 理解促進を行うNGOと行政との連携強化を図る。(資金支援、広報協力等)
- ・MDGs の広報を目的とした大規模なイベントをマルチステークホルダーで実施する。(マスコミや市民の注意を引くために著名人を動員するなど)
- ・MDGs 理解促進のための教育活動を大学や学校で行う。(例: 文部科学省が各学校での教育活動を促進しNGOや国連機関など開発教育に取り組む団体の支援を強化する。)
- ・有志企業との協働によるモデルの構築(当該企業の諸行動をMDGs 達成に結び付けることへの NGO の協力)
- ・MDGs に関する外務省、援助機関のウェブサイト掲載情報及び広報活動の充実化

⑤森林保護

- ・消費変革キャンペーンの発展・展開(自分の行動による結果を見える化して、意欲を向上させる。)
- ・「企業」「組合」「学校」「家庭」の森づくりを格段に推進(NPO 等と連携し、ワークキャンプも実施)
- ・海外に「姉妹林」を作って、日本への招待、財政支援やボランティアの派遣等により、協力を発展
- ・国際森林年(2011 年)及び 2012 年の「国連持続可能な開発会議」(通称“

リオ+20”)におけるアクション、イベントを共同実施

⑥低炭素社会の実現

- ・すべての主要国が参加する公平かつ実効性のある新たな国際枠組みの構築が促進されるよう、低炭素社会実現に向けた我が国における世論を形成するとともに、様々なチャンネルを通じて国際的な発信を行う。

⑦生物多様性

- ・国連生物多様性の 10 年の促進に努め、教育・コミュニケーション・普及啓発(CEPA:communication education and public awareness)をあらゆるレベルで行う。

(5) 協働プロジェクト案

(文案未定)^(※)

(※)2012 年に国連持続可能な開発会議(通称“リオ+20”)が開催される。2010 年5月の同会議第一回準備委員会の国連事務局が作成した文書(注1)では、「各国は、特に resolution 64/23(注2)で特定されたテーマに関連して、持続可能な開発の実施に対する重要な課題を評価するため、地域コミュニティとメジャーグループを含む、政府とステークホルダーの全ての関係する主体の参加を得た国内準備委員会の設置を検討することが奨励されている。この評価では、持続可能な開発に関する主要なサミットの結論の実施において、依然存在するギャップを扱い、かつ、新たな喫緊の課題を特定する必要がある。(中略)国内準備委員会は、持続可能な開発の未来についてのマルチステークホルダー・ダイアログを組織することで、会議へのテクニカルなインプットと政治的な支持を動員するための、市民の認識を高めるキャンペーンを立ち上げる役割を有する。」とされている。そこで、特に後段のマルチステークホルダー・ダイアログの枠組みに相当するものとして、会議の開催に際し、様々なチャンネルを通じて我が国が国際社会に発信すべき考えや取り組みについて、幅広い社会層が参加して対話する場を、円卓会議とは独立した形で、関心を有するステークホルダーが協働して立ち上げることの是非及び在り方について検討する。具体的には、来年1月を目途に、ワーキンググループメンバーのうち立ち上げに関心を有する者が参加した検討の場を設け、協働戦略の策定までに結論を得る。(P)

(注1):A/CONF.216/PC/4

(注2):2009年12月24日国連総会決議

3.「持続可能な地域づくり」のための行動計画

福祉や環境、暮らしを支える基本的な産業の維持など、最適なサービスを供給する体制を、地域主導で維持・確立できるよう、多様な主体がそれぞれの特性を生かした、協働の拡がり期待されています。各団体の成り立ちの違いや、テーマ別の縦割り状況を超えて、地域が長期的にめざす姿や思いを共有しながら、地域の人材・資源を最大限に活用し、地域内での経済循環や人材育成、地域間の連携・人的交流を促すために、横断的・総合的に地域の事例や課題を学び合い、共有する基盤づくりを進めます。

(1) 協働によって取り組むべき課題

わずか10年後の2020年に国民の3割に達する高齢者の支援、子どもの健やかな成長を支えるとともに、さらに進む少子化を食い止めるための子育て・子育ての支援、地場産業から国際経済社会まで力を発揮できる人材を育てるための教育や雇用の支援、身近な自然・里山から温室効果ガスの削減まで多様で深刻な環境問題の解決・改善、製品・食品・サービスにおける安全・安心の向上といった、地域が直面する課題において、長期的にめざす姿や思いを共有しつつ、多様な主体の協働を進めていく必要があります。

これらの協働を、中長期的に持続可能なものにするため、官民が協働した資金供給体制(地域づくりファンドなど)づくりも、求められています。

また、行政などが呼びかけて設置された会議体はすでに多数存在するが、参加する多様な主体の自発的・相乗効果的な取り組みを促しているものはごくわずかにすぎず、共有・協議を超えた協働を進める場への転換を急ぐ必要があります。

(2) 成果(アウトカム)目標、行為(アウトプット)目標

福祉, 教育, 環境, 子育て支援, 農林水産, 観光など市民生活の多様な分野で、地域の人材や資源を最大限に活用し、地域内での経済循環を促すことで、最適なサービスを供給し得る体制を地域主導で確立するために、本ワーキンググループ委員の総意および本円卓会議の協働戦略提案として、その最初の基盤づくりとなる「地域円卓会議」の発足を呼びかけます。

「現実に進めていく上で、すでに複数のセクターによる取り組みがある中で、新

たなメンバーを他のセクターから受け入れる際の判断基準が難しい」といった意見もあるものの、多様な主体がそれぞれの特性を生かした協働の拡がりへの期待は、当然ともいえます。

地域内での経済循環や人材育成、地域間の連携・人的交流を実質的に促すには、課題を直視し、地域が長期的にめざす姿を共有し、その実現のために主体的に参画することを合意した上で、各団体の成り立ちの違いや、テーマ別の縦割り状況、また、形式的・皮相的な協議を超えて、お互いが地域共有の人材・資源として最大限に協力する基盤づくりが求められています。

なお「地域」とは、複数の都道府県（「東北」、「九州」など）から市区町村などの大小さまざまな区域を想定し、その域内の多様な主体が、主体的・積極的に参画できる範囲を、自ら定めることとします。

行為目標として、2011～12年度内に、

- ・全国で15か所での会議開催（準備的な協議・ワークショップや、既存の会議体の転換を含む）
- ・持続可能な地域づくりを促すための基本的な事項（基本的なプロセスや関連政策、関係団体など）や事例をまとめた「支援パッケージ」（仮称）の作成
- ・地域円卓会議に関連した「地域づくりファンド」など、官民が協働した資金供給体制づくりの検討および具体化の支援
- ・各セクター連携による、上記一連の取り組みを支えるコーディネート機能の発足・運営をめざす。

行為目標	2011年度の動き	2012年度以降
全国15か所で 開催	呼びかけ+説明会の開催→経過・成果の発信 →準備会合の開催（および検討・拡大） →発足	・経過・成果の発信継続 ・準備会合・発足の支援 ・圏域（ブロック）・全国での共有・交流機会づくり
支援パッケージ制作	基本プロセスの執筆、 関連政策・団体の列举、→ 試作版刊行 事例の収集・執筆（PDF）	・確定版（12年版）発行
地域づくりファンド など資金供給体制 づくりの検討・支援	事例の収集 課題の聴取 → 公開型研究会の開催 → 事例・提案の発信	・条例化・基金設置の支援
コーディネート機能の発足・運営	コーディネーター選任 （各セクター内）→ 上記業務の実施・支援	・コーディネーターへの 財政支援の確立

なお、「地域円卓会議」のあり方としては、特定のテーマについて開催されるもの(テーマ型)と、テーマを定めず、その地域内でその時に重要性が高いことについて開催・協議されるもの(総合型)の2つパターンが想定されます。

参加するメンバーの位置付けについて、本来、円卓会議は、単独や少数のセクターでは解決できない主題について、各セクターの代表者による協議を通じて合意や共通のプロセス(協働計画や協働プロジェクト)を形成し、実施に進んでいくことが望ましいと考えられます。しかし、今日の地域や各セクターの現状に鑑み、特定のテーマに絞って開催するものや、代表性を緩和したものも認める必要があると考えられます。

4. 「人を育む基盤の整備」のための行動計画

(1) 協働によって取り組むべき課題

現在、持続可能な社会を担う人材育成については、消費、金融、環境、開発、労働、地域づくりなど多方面の分野について多様な主体が取り組んでおり、持続可能な社会を担う人材育成に求められる能力や資質及びその教育手法について、各主体間で共有されているわけではありません。そこで、次の課題を優先課題として、有効な人材育成のための協働の取り組みを推進します。

① 各主体の人材育成事例に係る情報共有と掘り起こしならびに整理・分析

持続可能な社会を担う人材育成については、これまで十分に事例の収集ができたとは言い難く、情報共有や課題解決のためのプラットフォームも存在しないのが現状です。そこで、各主体の取り組みについて情報共有を進めるとともに、教育関係者や地方自治体など現在のワーキンググループ参加者以外も含めた広範囲を対象に有効な人材育成事例を掘り起こし、これらを持続可能な社会を担う人材育成の観点で整理・分析する必要があります。

② 持続可能な社会を担う人材育成に係る方針・考え方・課題の整理

人材育成については、消費者教育、市民教育、さらには ESD(持続可能な開発のための教育)などさまざまなアプローチが見られるのが現状です。そこで、幅広く収集した人材育成事例の整理分析をもとに、持続可能な社会を担う人材に求められる能力や資質及びその教育手法、その人材育成のための方針・考え方を各主体がともに議論し整理をしていく必要があります。

③ 今後の協働のあり方の検討や協働の実践

上述の検討や整理を行うと同時に、持続可能な社会を担う人材育成について、各主体の協働のあり方を検討した上で、協働を実践していく必要があります。また、協働の実践の基盤となるプラットフォームの整備が必要です。

(2) 成果目標

持続可能な社会を担う人材を増やすために、各主体が協働・連携していくための目標を次の通り設定します。

- ・持続可能な社会を担う人材に求められる能力や資質及びその教育手法についての各主体間の共有
- ・持続可能な社会を担う人材育成のための多様な取り組みの積極的推進

(3) 各主体の取り組み

事業者(団体)	消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の拡大や持続可能な社会の構築などに寄与すべく、企業・業界団体として、政府・地方公共団体や消費者団体、NPO／NGO等とも適宜連携しながら、消費者の啓発活動等に自主的に取り組むよう、努める。具体的な取り組み事例としては、学校等への出前授業や各種教室・学習会、公開講座、寄付講座等を実施するほか、自社ならびにグループ企業等における工場見学の実施や教育・啓発施設の運営、わかりやすいパンフレットや教材等の作成などが挙げられる。
消費者団体	持続可能な社会を担う人材育成の取組について、各消費者団体内及び他のセクターと連携した取組例を増やす。具体的には、下記のことを実施する。 ①全国消費者団体連絡会において、人材育成 WG の取組のフィードバックおよび意見交換のための学習会等の企画・実施により、各消費者団体の理解・周知に努める。 ②持続可能な人材育成の視点による各消費者団体の人材育成の取組への協力・支援を行う。 ③他のセクターとの連携による人材育成の取組例を増やす。
労働	労働教育の推進 ・連合の構成組織・地方連合会や、外郭団体である社団法人教育文化協会が主体となり、働くものの権利や労働法・ワークルール、ワーク・ライフ・バランスの必要性などに関する理解促進に向け、寄付講座・出前授業や学生とのグループディスカッション

	ションなどの取り組みを継続する。
金融	
NPO・NGO	・セクターを超えて協働していけるコーディネーターを育成する。 ・先駆的なプログラムをパイロット的に実施する。 ・様々なセクターの人たちが交流し、情報交換できるような場を提供する。 ・市民としての SR を、市民の視点でより広く啓発する。
政府	学校、家庭、地域、職域その他の様々な「場」において、持続可能な社会を担う人材育成が充実されるよう必要な施策を講じる。 ・多様な主体との連携による消費者教育及び環境教育さらには ESD (持続可能な開発のための教育) を推進するため、体系的に進める体制の確立や、好事例の紹介、連携のきっかけづくりの場の提供等を行う。 ・関係省庁、地方公共団体、民間団体が所有している多様な学習資料を収集してインターネットにより幅広く情報提供及び発信を行う。 ・学習指導要領に基づき、学校における消費者教育及び環境教育を推進する。

(4) 主体間の協働の取り組み

- ・自主的な勉強会及び連絡会議の継続

取組例: 各セクターあるいは協働による持続可能な社会を担う人材育成に関わる情報共有

- ・持続可能な社会を担う人材育成の視点を従来の取り組みに反映

取組例: 各セクター単独もしくは協働で、持続可能な社会を担う人材育成の視点を反映した講座等の実施、教材・パンフレットの作成等

- ・各主体が実施する持続可能な人材育成に係る取り組みに対する支援・協力

取組例: 政府や民間の既存のホームページやポータルサイトを活用し、他の主体の活動の広報等

- ・持続可能な社会を担う人材育成を普及するための取り組み

取組例: 情報共有のためのポータルサイトの構築、人材育成のためのガイドラインの策定、人材育成に関わる者への情報提供もしくはコーディネーターの育成・交流の場づくり等

(5) 協働プロジェクト案

- ・持続可能な社会を担う人材育成のための消費者・市民教育モデル事業(実践事例の紹介など)の地方展開
- ・「+ESD プロジェクト」への参画・支援・協力(連携プロジェクト)

様々な分野において既に行われているESDの理念に合致する活動をESD活動として捉え直すなど、ウェブサイトでのESD活動発信を通じた「見える化」や、主体間の連携のきっかけづくりの場の提供といった「つながる化」を行う「+ESDプロジェクト」に対して支援・協力を行う。

Ⅲ. 行動計画実施のための体制とスケジュール

(1) 体制

<<資料2にて審議>>

(2) スケジュール

本協働戦略に盛り込まれた行動計画は、今後2年間、本円卓会議の下で、各主体が実施をしていきます。その取り組みを個別課題ごとの部会で自己評価をしながら、協働戦略について改定を行い、持続可能な未来に向けた取り組みを進化させていきます。(別紙参照)

今後2年間は、各主体が協働戦略に基づき、取り組みを進めるとともに、主体間の協働の取り組みを実施する上で、引き続き検討が必要な事項については、部会で検討していきます。そして、実施できる取り組みからその実施体制を整え、実施していきます。

また、こうした取り組みをより効果的なものへと発展させていくため、個別課題ごとの部会で取り組みを評価し、それを踏まえた協働戦略の改定を行います。具体的には、平成23年度中に一度、中間報告の機会を設け、平成24年度には、協働戦略の改定計画を定め、次の期間における各主体の取り組みを取りまとめます。

Ⅳ. 協働による社会的課題の解決に向けた今後の課題と政府への政策提言

本円卓会議でのこれまでの運営の経験を踏まえ、各参加者から様々な意見が今後の課題として表明されました。それらは、問題点の指摘にとどまるものから、その改善に向けての方向性を示唆するものまで様々なものがあり、それら

の中には相異なる方向の意見も見られました。

マルチステークホルダーでの取り組みとしては、我が国では本円卓会議が初めての試みであり、何事も試行錯誤的に改善し、長い目でこうした取り組みのあり方をより良い方向に導いていくことが必要であると考えられます。

このため、本協働戦略をまとめる過程で出された今後の課題等の意見について、必ずしも一つの方向性に集約されていないものも含めて、以下に整理して残し、今後の取り組みを進めていくにあたり、同時並行的にその改善策を検討していくこととします。

また、本円卓会議では、政府以外のステークホルダー・グループの合意によって、政府への政策提言を個別課題ごとに取りまとめました。

(1) 取り組みへの参加の仕方等について

意見調整等の場において、自由闊達な議論や前向きな取り組みができるよう、具体的課題を扱う際には、参加者が各主体の代表としての立場でなく、個人としての立場で発言ができるよう、参加者の代表性を緩和してはどうかとの意見もありました。

また、現在の参加者以外にも、広く国民が参加するような仕組みを導入してはどうかとの意見もありました。

(2) 各主体での意見集約の形の違いについて

主体内の意見の集約・決定・共有が十分でなく、意見集約の場に参加していない者の意見が反映できていないという主体がある一方で、意見表明にあたり主体内で厳格なコンセンサスを必要とする主体では、その取り組み姿勢が積極的ではないとの印象を与えることもありました。このように主体間で異なる状況があることについては、今後、互いに理解し合い、その上で意見調整や取り組みを効果的にやっていく方策を探っていく必要があると考えられます。

(3) 経費等について

本円卓会議にて企画された協働の取り組みを実施しようとする際、それに必要な資金調達が難しいという課題が指摘されました。必要な経費を幅広く国民から募る仕組みを作るか否かを含め、具体的な方策を検討していく必要があるとの意見もありました。

また、多様な主体で企画した取り組みを政府予算で実施する場合にも課題があります。政府は事業の委託先を公募せざるを得ず、企画提案した者が必ず実施できるというわけではないため、これが協働の取り組みを積極的に企画することの足枷になっているとの意見がありました。こうした政府と他のセクターとの協働のあり方

については、政府が開催している「新しい公共推進会議」の下に設置された「政府と民間セクター等との公契約等に関する専門調査会」にて検討が行われており、その検討状況も踏まえながら、この課題への対応を進めていく必要があります。

(4) 広報について

本円卓会議の取り組みやその意義は、まだ広く国民に知られていないため、効果的な取組もできないという指摘がありました。

これに関しては、本円卓会議の中に広報の専任者を設置するなど、効果的な広報を行うための体制を整えることも検討すべきとの意見もありますが、まずは、参加各主体が自分たちのセクターに持ち帰って、そのネットワークを使ってPRを行っていく努力をしていくことが重要と考えられます。

また、PRの努力もさることながら、本円卓会議の取り組みや意義を国民に知ってもらうためには、具体的な成果が必要であるとの意見もありました。このため、「消費者・市民教育モデル事業」、「地域円卓会議のモデル開催」等を着実に実施するとともに、協働戦略に基づく各主体の取り組みの成果を積み重ねていくべきであると考えられます。

(5) 政府への政策提言

以下は、政府以外のステークホルダー・グループの合意による政府への政策提言です。

ともに生きる社会の形成

「ともに生きる社会の形成」を担当する体制の強化

地球規模の課題解決への参画

①フェアトレード

- ・教育現場でフェアトレードを取り上げる等、フェアトレードに関する普及啓発を進める。
- ・政府機関、議会、自治体等におけるフェアトレード調達を進める
- ・国際協力政策／貿易政策へのフェアトレード原則の採用

②児童労働

- ・2010年5月にハーグ児童労働世界会議で発表された「ロードマップ」に沿った日本国内での政策の実施
- ・「最悪の形態の児童労働」撤廃に向けた行動計画の策定
- ・労働・人権に配慮した調達促進の元となる法令の整備と行動計画の策定、

- それに基づく労働・人権に配慮した製品の利用の促進について各種施策
- ・児童労働問題に関する、各ステークホルダーの意見交換会の開催

④ミレニアム開発目標

- ・ODA で MDGs 達成に振り向ける予算を飛躍的に増大させる。
- ・日本の政府／企業／NGO の比較優位を活かした MDGs 達成戦略の策定

⑤森林保護

- ・「市民農園」のように森を使えるよう、制度改革
- ・森林保全の長期ワークキャンプ実施(NPO と)
- ・地球森林税の創設(輸入から。世界保護基金へ)
- ・森林・林業再生プランの着実な実行・推進
- ・林業労働者の一層の確保・育成

⑥低炭素社会の実現

早急に地球温暖化対策に向けた基本法を制定し、対策を強化することにより、我が国の積極的な姿勢を国際的に示し、米国や中国、インド等の主要な国々に対し温暖化外交を展開すべき。また、気候変動対策に取り組む国々及び温暖化の影響に脆弱な国々に対する国際協力を強化すべき。

- ・全ての主要排出国が参加する公平かつ実効性ある国際的枠組を構築する、新しい1つの包括的な法的文書の採択
- ・日本の優れた環境技術の海外展開
- ・国内民生部門における HEMS・BEMS 等温室効果ガス削減対策の強化
- ・環境コンシェルジュの育成・展開

⑦生物多様性

- ・生物多様性に関する普及啓発活動(CEPA)の促進のための法制度の整備と予算措置を整備すべき。
- ・国民各層が参加する「社会対話」を推進する。
- ・科学的分析の推進

持続可能な地域づくり

政府(国・自治体)においては、すでに設置されているものも含む各種の会議体について、政府主導での諮問、または協議・報告・意見交換のみの場にとどめるのではなく、円卓会議の望ましい姿に基づいた構成と運営を原則とされたい。

例：・都道府県による「新しい公共支援事業」の推進に際して、「地域円卓会議」の設置と運営の支援

- ・地域エネルギー・温暖化対策会議（各セクター内の取り組み報告のみならず、協働を促す）
- ・地域福祉計画関連（策定段階のみならず、実施段階など PDCA 全般での協働）
- ・新規の政策や、既存政策の改廃、規制緩和などについては、今後、地域円卓会議の拡がりを通じて、改めて提案したい。

人を育む基盤の整備

- ・上記の協働プロジェクト案は、政府や地方公共団体の取り組みと連携して実施することとし、政府は、必要に応じて、円滑に実施するための環境整備を行う。
- ・政府は、協働プロジェクト案に係る情報を地方公共団体等に周知するなど、各地域において、新しい公共支援事業等を活用した協働プロジェクトが推進されるようにする。
- ・政府における他のセクターとの協働・連携の在り方について、検討する。

協働戦略策定後のスケジュール

